

定 款

株式会社 室津ヨットハーバー

平成 3 年 9 月 11 日	公証人認証
平成 3 年 10 月 1 日	会社成立
平成 3 年 10 月 7 日	定款変更(第 1 条商号の変更)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社室津ヨットハーバーと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) マリンレジャー施設の所有、貸借、管理及び経営
- (2) 船艇の保管業務及び保守点検業務
- (3) 船舶の修理、販売並びに賃貸
- (4) 石油製品の販売
- (5) 生鮮食料品、加工食料品、清涼飲料水の販売
- (6) 飲食店の経営
- (7) 土地、建物及び施設の、賃貸並びに管理
- (8) 水産動植物の繁殖保護、その他漁場の利用に関する施設の管理業務
- (9) 前各号に付随又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を山口県豊浦郡豊浦町に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

(額面株式1株の金額)

第 6 条 当社の発行する額面株式1株の金額は 50,000円とする。

類とする。

2. なお株券の所持をを欲しない旨を、当会社に申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第 9 条 当会社の株式の名義書換、その他株式の取扱いに関する手続及び手数料等については、取締役会の定めるところによる。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第 10 条 当会社は、毎営業年度末日の翌日から定時株主総会終了の日までの期間、株主名簿の記載の変更を停止する。

2. 前項のほか株主または質権者として権利を行使する必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第 12 条 当会社の株主総会は、法令に別段定めのある場合を除き取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の
取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席し
た株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使する
ことができる。

この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事録を作成し議事の経過及び結果を記載し、
議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、これを当会社に保存する。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

(取締役及び監査役の員数等)

第17条 当会社の取締役は7名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済み株式
総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の
決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総
会の終了のときまでとする。

3. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。
（取締役会）

第 20 条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又は本定款に定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

2. 取締役会は代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

3. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにかわる。

4. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

5. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

6. 前各号に定めるもののほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定めるところによる。

（役付取締役）

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。

（代表取締役）

第 22 条 取締役の決議をもって、前条の役付き取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

（報 酬）

第 23 条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

（営業年度）

第 24 条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

株主又は質権者に対して支払う。
2. 利益配当金が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは
当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 26 条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 200 株とし、1 株
の発行価額は、金 50,000 円とする。

(最初の営業年度)

第 27 条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から平成 4 年 3 月 31 日までと
する。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 28 条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に
関する定時株主総会終了のときまでとする。

(発起人)

第 29 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のと
おりである。

額面普通株式 100 株 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字川棚 6895 番地の 1

法人名 豊 浦 町

額面普通株式 100 株 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字室津下 882 番地

法人名 室津漁業協同組合

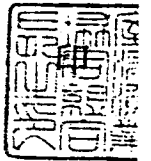
起人が次に記名押印する。

平成 3 年 9 月 11 日

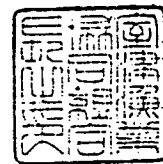
発起人 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字川棚6895番地の1
豊 浦 町
山口県豊浦郡豊浦町長 稲 村



発起人 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字室津下882番地
室津漁業協同組合
理 事 高 倉 茂



第2条中 4字削除





1111111111

平成3年 第 33 / 号

1

認 証 文

2

上記定款の作成者2名の代理人

3

中 藤 正 志

4

は本職の面前において、同定款の

5

各発起人の記名捺印が真正であ

6

ることを自認した。

7

よってこれを認証する。

8

平成3年 9月 11日

9

本職役場において

10

下関市中之町6番4号

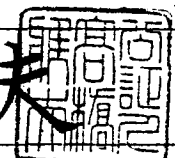
11

山口地方法務局所属

12

公証人 高橋雅夫

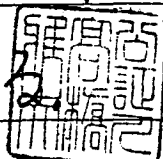
13



本定款第2条中4字削除の箇所が

14

あ



15

16



平成3年10月7日午後4時30分、当会社本店において臨時株主総会を開催した。

当日の出席株主の有する株式の総数は200株であって、当会社の議決権がある発行済株式の総数200株に対し全株に相当するので定款変更に関する臨時株主総会は適法に成立した。

よって、定刻代表取締役会長 稲村 昂は議長席に着き、開会を宣し下記議案を付議したところ、満場一致の決議をもって、原案どおり可決確定した。

記

1. 定款変更の件

定款第1条を次のとおり変更すること。

(商号)

第1条 当会社は株式会社フィッシャリーナむろつと称する。

以上をもって議事を終了したので、議長は閉会を宣した。閉会時刻は午後4時50分であった。

以上決議を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席取締役において、次に記名押印する。



平成3年10月7日

株式会社 室津ヨットハーバー臨時株主総会

議長・代表取締役会長 稲村 昂



出席取締役・代表取締役社長 高倉 茂



出席取締役 浜口 多美男



出席取締役 古川 宏展



出席取締役 教仙 淳己



第 23 期 事業年度

決 算 報 告 書

自 平成25年4月 1 日

至 平成26年3月31日

本店所在地 下関市豊浦町大字室津下882番地

商 号 株式会社 フィッシャリーナむろつ

営業報告

第23期（平成25年4月1日より平成26年3月31日まで）の営業概要につきまして報告いたします。

当期における経済社会情勢は、いまだ東日本大震災の影響をうけ社会問題とし景気そのものは上向いているとは言い難く、地方はむしろ厳しい環境下にさらされています。

このような状況の中、個人消費も低迷しており、ましてやレジャー関係にまで投資する余力は差し控えられた環境下にあると思われる。

この様な中、当社として平成26年3月31日をもって会社を解散する決議を株主総会において決定しました。

当社は、委託事業として、宿泊、食堂、艇保管事業を行っており、艇保管を終了するというので、今年度の艇保管収入において半減しております。

しかし、計画的努力により、係船艇の預かり契約保証金も円滑に返還することが出来ました。

係船者と話し合いを行いながら、トラブルの起こらないように解散の作業を行ってまいりました。その結果、十分とは言えないながらも清算に必要な経費を捻出することが出来ました。

貸借対照表

平成26年 3月31日 現在

(単位：円)

項 目	金 額	項 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金	0	買掛金	0
普通預金	7,654,075	短期借入金	0
未収入金	252,000	未払費用	168,279
艇保管料未収金	0	預り金	3,720
宿泊料未収金	0	未払法人税等	182,500
棚卸商品	0	未払消費税	348,100
前払費用	0	流動負債合計	702,599
仮払金	377	II 固定負債	
その他の流動資産	0	長期借入金	0
貸倒引当金	0	預り契約保証金	120,000
流動資産合計	7,906,452	固定負債合計	120,000
II 固定資産		負債合計	822,599
(有形固定資産)	268,054	(純資産の部)	
建物	0	I 株主資本	
構築物 (アスファルト)	135,000	資本金	20,000,000
浮棧橋	0	資本剰余金	
給水設備	133,054	資本準備金	0
工具・器具備品	0	その他資本剰余金	0
その他の固定資産	0	資本剰余金合計	0
(無形固定資産)	0	利益剰余金	
電話加入権	0	利益準備金	0
(投資その他の資産)	0	その他利益剰余金	0
出資金	0	別途積立金	0
保険積立金	0	繰越利益剰余金	△ 12,648,093
役員貸付金	0	利益剰余金合計	△ 12,648,093
負担金 (第二浮棧橋)	0		
その他	0	自己株式	0
固定資産合計	268,054	株主資本合計	7,351,907
III 繰延資産		II 評価・換算差額等	0
		III 新株予約権	0
繰延資産合計	0	純資産合計	7,351,907
資 産 合 計	8,174,506	負債・純資産合計	8,174,506

損 益 計 算 書

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

(単位:円)

項 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
売上高		15,242,055
艇保管料収入	8,401,780	
委託料収入(市)	2,295,700	
宿泊・使用料収入	843,505	
食堂売上	3,701,070	
売上原価		1,634,389
売上総利益		13,607,666
販売費・一般管理費		15,941,044
営業利益		△ 2,333,378
営業外収益の部		
営業外収益		
受取利息	1,886	
受取配当金	0	
雑収入	354,426	
営業外収益合計		356,312
営業外費用		
支払利息	0	
雑支出	0	
営業外費用合計		0
経常利益		△ 1,977,066
特別損益の部		
特別利益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金繰戻額	0	
前期損益修正益	0	
特別利益合計		0
特別損失		
固定資産売却損	17,760,961	
貸倒引当金繰入額	0	
固定資産除却損	0	
特別損失合計		17,760,961
税引前当期純利益		△ 19,738,027
法人税、住民税及び事業税		182,500
当期純利益		△ 19,920,527
前期繰越利益		7,272,434
当期未処分利益		△ 12,648,093

(注) 売上原価は食堂売上に対するもので、食材等の仕入にかかる費用である。

販売費及び一般管理費

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

(単位：円)

NO	科 目	金 額	摘 要
1	給 料 手 当	4,310,285	
2	通 信 費	176,976	
3	水 道 光 熱 費	1,532,585	
4	広 告 宣 伝 費	10,000	
5	接 待 交 際 費	62,340	
6	修 繕 費	3,934,560	
7	租 税 公 課	459,000	
8	消 耗 品 費	108,077	
9	建 物 減 価 償 却 費	330,561	
10	浮 棧 橋 減 価 償 却 費	4,313,060	
11	アスファルト減価償却費	159,300	
12	給水設備減価償却費	61,360	
13	負担金減価償却費	0	
14	施 設 管 理 費	125,010	
15	会 議 費	9,185	
16	損 害 保 險 料	8,310	
17	管 理 手 数 料	0	
18	地 代 家 賃	0	
19	寄 付 金	5,000	
20	雑 費	335,435	
販売費及び一般管理費合計			15,941,044

平成26年3月31日 現在

(単位：円)

	株主資本										株 新 予 約 権	純 資 産 合 計		
	資本剰余金			利益剰余金				自 己 株 式	株 資 合 計	評価・換算差額等				
	資 本 金	資本剰余金		利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	株 新 予 約 権
		資 本 金	資 本 金		資 本 金	資 本 金								
前期末残高	20,000,000	0	0	0	0	7,272,434	7,272,434	0	27,272,434	0	0	27,272,434		
当期変動額														
新株の発行														
剰余金の配当														
剰余金の配当に伴 う利益準備金の積 立て														
当期純利益						19,920,527	19,920,527	0	19,920,527	0	0	19,920,527		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)														
当期変動額合計	0	0	0	0	0	19,920,527	19,920,527	0	19,920,527	0	0	19,920,527		
当期末残高	20,000,000	0	0	0	0	12,648,093	12,648,093	0	7,351,907	0	0	7,351,907		

個別注記法による注記項目

I 重要な会計方針に関する注記

- ① この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
- ② 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定額法
- ③ 棚卸資産の評価方法 最終仕入原価法
- ④ 消費税等の会計処理 税込経理方式を採用しております。
- ⑤ 貸借対照表の表示の変更 新会社法の施行に伴い、貸借対照表の「資本の部」を「純資産の部」として表示しております。

II 貸借対照表に関する注記

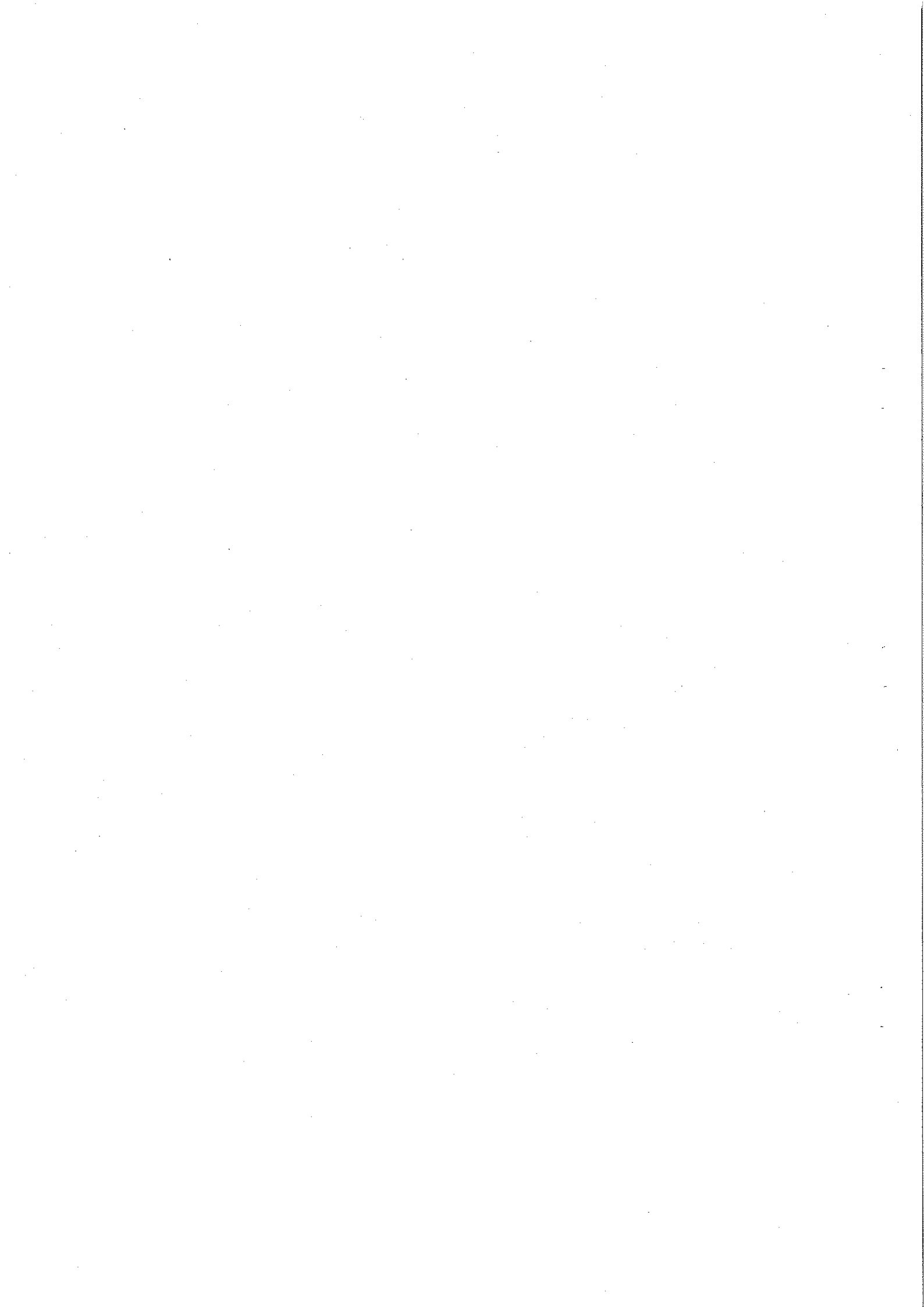
- ① 担保提供資産等 該当なし
- ② 有形固定資産の減価償却累計額 3,091,646 円
- ③ 保証債務残高 該当なし
- ④ 受取手形保証残高 該当なし

III 株主資本等変動計算書に関する注記

- ① 当該事業年度の末日における発行株式の数 400 株
- ② 当該年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当なし
- ③ 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 該当なし

IV その他の注記

平成26年3月31日を以て解散。



監 査 報 告

株式会社フィッシャリーナむろつ
清算人 濱 岡 歳 生 様

1 監査概要

平成 26 年 5 月 15 日（木）午前 10 時より、下関市本庁において、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の株式会社フィッシャリーナむろつの営業報告並びに収支決算報告書に基づいて帳票類、証拠書類等について監査しました。

2 監査意見書

監査の結果、私達監査役の意見は次のとおりです。

- (1) 営業報告並びに会計処理の内容は、適正に表示されていました。
- (2) 収支決算書は商法並びに本社定款に照らし、適正に処理され、財務状態を適正に表示されていました。
- (3) 財務状況については、平成 26 年 3 月末での事業閉鎖を行うための固定資産の整理等を実施して、これからの清算を滞りなく行うことを要請します。

平成 26 年 5 月 15 日

監査役 森村 和明



守永 賢治

